

募集！

新商品特定随意契約制度

認定を希望する事業者募集の御案内！

優れた「新商品を生産」又は「新役務を提供」し、新たな事業分野の開拓を図ろうとする中小企業者の方々を支援するため、その商品等を県が随意契約で購入等できるように認定する「新商品特定随意契約制度」の認定商品等を募集します。

【認定の効果】

①県の機関は、「新商品を直接購入もしくは借り入れる」又は「新役務を調達しようとする」場合、通常の競争入札によらず、随意契約で購入等できるようになります。
※ただし、この認定は新商品の購入等をお約束するものではありません。

②認定商品等については、市町村や関係機関に紹介するとともに、県のホームページで公表し、広く周知します。



■申請できる方（以下のいずれかに該当する方）

- ・宮城県内に所在する中小企業者
- ・申請する商品等の開発について、宮城県の補助金を受けた方
- ・宮城県から経営革新計画の承認を受けた方
- ・知事が特に必要と認めた方

■認定期間

認定された日より3年間（1回に限り更新することができます。）

■申請の方法

【申請書の受付】 令和8年8月17日（月）から令和8年9月25日（金）まで

【提出書類】 ①申請書 ②会社概要 ③商品等のパンフレット・写真
④貸借対照表、損益計算書（過去2期分） 等

【提出先】 電子申請フォーム

<https://logoform.jp/form/GQGB/1272616>

★制度の詳しい情報・申請書のダウンロードはこちら★

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/zuikei.html>



■認定の流れ

令和8年 9月25日（金）まで
11月中旬頃
11月下旬頃

申請書の提出
審査（プレゼンテーション方式）
認定

【お問い合わせ先】

宮城県 経済商工観光部 中小企業支援室 企画調整班
電話：022-211-2745 FAX：022-211-2749

